

平成30年度事業計画

林業・木材製造業労働災害防止協会

平成30年度事業計画

平成30年度における林業・木材製造業労働災害防止協会（以下「当協会」という。）の事業計画を次のとおり定める。

第1 当協会を取り巻く状況について

1 林材業を巡る現状

平成30年度の我が国経済は、海外経済の回復が続く下、雇用・所得環境の改善が続く、経済の好循環が更に進展する中で、民需を中心とした景気回復が見込まれる。（「平成30年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」（平成29年12月19日閣議了解））

また、林材業においては、国では「日本再興戦略2016」に基づく「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成28年11月29日改訂）及び森林・林業施策の基本方針を定める「森林・林業基本計画」（平成28年5月24日閣議決定）を策定し、豊富な森林資源の循環的利用、新たな木材需要の創出及び国産材の安定的・効率的供給体制の構築によって、林業の成長産業化を実現するための施策をさらに進めることとしている。

さらに、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、新たな木材需要の創出と林材業の活性化への取組が促進されていくことが考えられる。

このような中、主伐期を迎えた人工林の伐採が本格化するに伴い重篤災害の増加が懸念されるとともに、若年の新規雇用労働者の増加、他産業からの未熟練労働者の参入、また、少子化とあいまった高年齢労働者の増加などが見込まれ、これらを要因とした労働災害発生リスクの増大も懸念されることから、国が策定した「第13次労働災害防止計画」を基本として「林材業労働災害防止計画（5カ年計画・2018年度～2022年度）」（以下「13次災防計画」という。）を策定し、この計画に基づいて林業、木材製造業における労働災害防止対策の効果的な取り組みが必要である。

2 労働災害を巡る現状

平成29年における労働災害発生状況を見ると、「全産業」では、休業4日以上死傷災害は120,460人で前年と比べ2,550人増加（対前年比2.2%増）、死亡者数は978人で

前年と比べ 50 人増加（対前年比 5.4%増）となっており、死傷災害、死亡災害ともに増加している。

林材業における休業 4 日以上の死傷災害は、林業では前年と比べ 247 人減の 1,314 人（15.8%減）、木材製造業では 15 人減の 1,191 人（1.2%減）となっており、林業、木材製造業ともに前年より減少している。

一方、死亡災害は、林業では前年より 1 人減の 40 人（対前年比 2.4%減）、木材製造業は前年より 3 人減の 6 人（対前年比 33.3%減）となっており、木材製造業は減少に転じているものの、林業は 2 年連続で増加している。

（注）労働災害発生状況

- 1 厚生労働省による確定値で、増減は前年確定値との比較である。
- 2 死亡災害発生状況は死亡災害報告によるもの、死傷災害発生状況（死亡災害及び休業 4 日以上の死傷災害）は労働者死傷病報告によるものである。

上記のとおり、国の「第 12 次労働災害防止計画」を基本とした「林材業労働災害防止計画（5 カ年計画）」（以下「12 次災防計画」という。）で定めた「平成 29 年までに林材業における労働災害による休業 4 日以上の死傷者の数を、15%以上減少させること」及び「平成 29 年において死亡者の数が 36 人（林業 31 人、木材製造業 5 人）を下回ること」の目標は、死傷災害は達成されたものの死亡災害は達成に至らなかった。

また、労働災害発生率を死傷年千人率（平成 28 年値）で見ると、林業は全産業の 14.2 倍、木材製造業は全産業の 5.0 倍で、製造業計の 4.1 倍となっているなど、依然として他産業に比べて著しく高い状況が続いている。

12 次災防計画期間中の死亡災害の特徴をみて見ると、林業については、チェーンソーを用いた伐木作業が 7 割程度を占め、そのうち 7 割強が自己伐倒による災害であった。さらに、車両系伐出機械による災害が増加傾向にあり、平成 28 年には 3 割弱となっている。また、年齢別で見ると、50 歳以上の中高年齢労働者は全体の約 7 割を占めている。

木材製造業については、木材等製造作業における「はさまれ・巻き込まれ」災害やフ

オークリフト作業における「激突され」災害、コンベヤー作業における「はさまれ・巻き込まれ」災害が大部分を占めており、非定常作業については、機械を停止しないままのメンテナンスや製造作業などが3割となっている。

本年度から、国の「第13次労働災害防止計画」が始まる。

当協会においても、12次災防計画期間中の労働災害の検証結果による課題と林材業を巡る労働環境の変化などを捉えながら、国の「第13次労働災害防止計画」を基本とした13次災防計画を策定し、この計画に基づいて、各年度の林業、木材製造業における労働災害防止対策を着実に推進していく必要がある。

3 当協会を巡る現状

当協会は、「労働災害防止団体法」（以下「団体法」という。）により設立された特別民間法人であり、「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」（平成14年4月26日閣議決定）に基づき適正な事業運営を行う必要がある。

また、当協会では、これまでに労働政策審議会安全衛生分科会労働災害防止団体改革検討専門委員会報告書（平成23年11月21日）、「林材業労災防止協会の在り方に関する検討委員会報告書」（平成24年1月23日）、さらに「林材業労災防止協会の在り方に関する検討委員会作業部会報告書」（平成26年12月3日）において報告された内容を踏まえつつ、平成27年度に定款の変更、平成28年度には組織規程等関係規程の整備など協会の組織、運営等の見直しを行い、平成29年度には会計規程の改正により財務・会計システムを構築するなど、着実かつ継続的な取組みを進めているところである。

第2 平成30年度の事業運営にあたっての基本的考え方について

平成30年度の事業運営にあたっては、「第1 当協会を取り巻く状況について」を踏まえ、13次災防計画の初年度として、同計画の目標達成に向けた労働災害防止対策の推進に取り組むこととする。

特に、労働災害防止対策事業では、その実効性を高めるため、国の施策を踏まえた次の6つの事業を中心として取り組むこととする。

1 伐木作業及び中高年齢者・新規就業者の労働災害の対策に係る取組（新規）

ア 林野庁と連携した活動の展開（新規）

安全管理士及び林材業労災防止専門調査員（以下「安全管理士等」という。）と林

業普及指導員の連携による伐木作業現場における労働災害防止対策について、林野庁と連携した特別活動を展開する。

イ 伐木作業における中高年齢者及び新規就業者に係る死亡災害防止に関する調査研究（新規）

伐木作業における中高年齢者及び新規就業者による災害の未然防止のため、中高年齢者及び新規就業者に係る死亡災害防止に関する調査研究を実施して、林業死亡災害防止対策を検討し策定する。

2 業界全体の安全衛生活動底上げに係る事業

安全管理士等の専門家を活用し、企業・業界団体等に対し労働災害防止に関する技術的な指導・援助を行うとともに、企業・業界団体傘下の事業場への集団指導、個別指導の実施等により、林業及び木材製造業の業界全体の安全衛生水準の向上を図る。

3 林材業における労働災害再発防止対策事業

13次災防計画の目標である死亡労働災害について、2017年と比較して2022年までに15%以上減少、休業4日以上死傷災害については5%以上減少の目標達成に向け、「林材業死亡労働災害多発警報発令要綱」（平成29年8月改正）に基づき、各種労働災害再発防止対策を、本部・支部及び関係行政機関が緊密に連携して実施すると同時に、重篤な労働災害が発生した小規模事業場を対象に、安全管理士等による年間を通じた集中個別指導を実施する。

4 実践的リスクアセスメント導入のための安全衛生教育訓練事業

平成27年度から実施している林業向けの実践的リスクアセスメント及び平成28年度に実施した木材製造業向けの実践的リスクアセスメントに係る、各々の集団指導会を引き続き開催する。また、受講の難しい事業主、安全管理担当者又は労働者の集団指導会への参加を促すため、木材製造業の事業場に出張して行う出前（集団）指導会についてはカリキュラムを見直し、演習のみの受講も可能とするなどして、リスクアセスメント手法の導入促進・定着を図ることとする。

5 振動障害予防のための特殊健診等の定着促進事業

林業では未だに振動障害に認定される労働者が後を絶たない状況にあるため、チェー

ンソー取扱労働者の適切な作業管理を図るとともに、定期健康診断や特殊健康診断に基づく適切な健康管理を実施することが重要である。

このためチェーンソー取扱事業場とその労働者及び特殊健康診断の実施状況等を的確に把握するとともに、労働基準行政機関と連携し、当該事業場等に対する特殊健康診断の周知、受診勧奨及び指導並びに林業巡回特殊健康診断を実施し、チェーンソー取扱労働者における振動障害の予防と早期発見を図ることとする。

6 伐木作業者に対する能力向上教育の充実強化事業（新規）

高度な技能が必要な伐木作業従事者の技能習得のための講習及び技能評価制度を構築するための伐木作業の調査研究を実施する。

以上の事業について成果目標を定め、13次災防計画初年度としての具体的な取組みを着実に実行するとともに、労働災害の発生状況を速やかに把握・分析し、時期を逸することなく会員等の労働災害防止に資する効果的な対策を的確に実施する。

また、これらに加え、林材業における労働安全衛生教育の専門機関として、労働安全衛生法に基づく安全衛生教育の計画的な実施及び教育水準の斉一性確保を目的とした講師養成研修及び木材製造業種の多様化、木材加工技術の高度化等を踏まえ、平成29年度に変更した労働災害防止規程に基づき、会員事業場における遵守、指導の徹底に係る取組など、林材業の安全衛生対策に関する各種措置について関係機関等と緊密に連携した積極的な展開を図ることにより、協会の目的・使命である労働災害防止に向けた活動を一層推進していくこととする。

上記の基本的な考え方を踏まえ、平成30年度に当協会が取り組む諸事業を「第3 具体的な事業活動」に記載する。

第3 具体的な事業活動

1 安全衛生管理活動事業（補助事業）	
事業名	本部実施事項
(1) 伐木作業及び中高年齢者・新規就業者の労働災害の対策に係る取組(新規)	<p>林業において、平成25～28年の間に発生した伐木害は99件発生しており、林業全体の死亡災害の7割る。</p> <p>さらに、50歳以上の中高年齢者の死亡災害は約7ともに、経験年数10年以下の新規就業者の死亡災害いることから、早急の対策が必要となっている。</p> <p>こうした状況の下、伐木作業及び中高年齢者・新規の未然防止のため、喫緊の課題として以下の取組</p> <p>ア 林野庁と連携した活動の展開(新規)</p> <p>安全管理士等と林業普及指導員が連携し、特指導及び援助)として、現場安全パトロール、集導等を実施し、より効果的な現場指導を展開す</p> <p>イ 伐木作業における中高年齢者及び新規就業者止に関する調査研究(新規)</p> <p>伐木作業における中高年齢者及び新規就業者を分析する。</p> <p>分析結果を踏まえ、外部有識者からなる林業検討委員会を設置し、災害の特徴を踏まえた死検討する。</p> <p>検討結果を踏まえ、林業死亡災害防止対策を</p> <p>【業務目標】</p> <p>ア 林野庁と連携した特別活動(技術的な指導及び</p> <p>(ア) 現場安全パトロール、集団指導、個別指導等</p> <p>(イ) 災防規程の周知及び遵守の徹底を指導</p> <p>(ウ) リスクアセスメントの定着に向けたフォロー導・助言</p> <p>イ 伐木作業における中高年齢者及び新規就業者止に関する調査研究</p> <p>(ア) 過去の死亡災害事例から伐木作業、中高年齢の災害を分析</p> <p>(イ) 外部有識者による死亡災害防止対策検討委員</p> <p>(ウ) 労働災害防止対策の策定</p> <p>(エ) 労働災害防止対策の周知・徹底</p>

	支部実施事項
<p>作業による死亡災害程度を占めてい</p> <p>割を占めているとも約半数を占めて</p> <p>就業者による災害を実施する。</p> <p>別活動(技術的な団指導及び個別指導)の展開</p> <p>に係る死亡災害防</p> <p>の過去の労働災害</p> <p>死亡災害防止対策</p> <p>死亡災害防止対策を</p> <p>策定する。</p> <p>援助)の展開</p> <p>(24回)</p> <p>アップのための指</p> <p>に係る死亡災害防</p> <p>者及び新規就業者</p> <p>会(4回)開催</p>	<p>安全管理士等及び林業普及指導員と連携した特別活動(技術的な指導及び援助)の展開</p> <p>a 現場安全パトロール、集団指導、個別指導等</p> <p>b 災防規程の周知及び遵守の徹底を指導</p> <p>c リスクアセスメントの定着に向けたフォローアップのための指導・助言</p>

1 安全衛生管理活動事業（補助事業）	
事業名	本部実施事項
（２）業界全体の安全衛生活動底上げに係る事業	<p>林業における労働災害の発生頻度を度数率で見ると全産業の2.91（同）と比べ非常に高く、年千人率で2.2（同）に対し31.2（同）と同様に高い。労働災害度率で見ると4.30（同）と全産業の0.18（同）と比である。</p> <p>また、木材製造業は、強度率は0.10（同）と製造業回っているが、度数率を見ると6.10（同）と製造業の高く、年千人率を見ても11.0（同）と製造業の2.7（同）状態であることから、非会員を含めた業界全体に対する生活動の底上げを図ることが必要である。</p> <p>加えて、林材業の事業場は小規模零細の事業場が多生管理体制が整備されていないことから、集中指導をされている。</p> <p>こうした状況を踏まえ、安全管理士等の専門家を活体等に対して、労働災害防止に関する技術的な指導を業・業界団体等傘下の事業場に対する指導を行うこと</p> <p>ア 企業に対する自主的な安全衛生活動の技術支援 ・安全管理士等が企業・業界団体等に対する技術施</p> <p>イ 企業・業界団体等傘下の事業場に対する指導 （ア）安全管理士等による集団指導の実施 （イ）安全管理士等による現場安全パトロールの実 （ウ）安全衛生教育支援 （エ）リスクアセスメントの定着に向けたフォロー 導・助言</p> <p>ウ 安全管理士等が行う林業・木材製造業の事業場 ロール、集団指導及び個別指導による安全衛生水 （ア）集団指導の実施 （イ）労働災害発生事業場への現場安全パトロール （ウ）リスクアセスメントの定着に向けたフォロー 導・助言</p> <p>エ 林材業労災防止専門調査員（以下「専門調査員」 働災害防止活動支援事業 ・労働災害発生状況の把握と分析</p> <p>【業務目標】</p> <p>ア 林業・木材製造業の企業に対する自主的な安全 援（2企業・団体）</p> <p>イ 企業傘下の事業場に対する指導（1企業・業界 業場以上）</p> <p>ウ 集団指導（150回以上）</p>

	支部実施事項
<p>26.17(平成 28 年) 見ても全産業の重さの程度を強 べ非常に重い状態</p> <p>の 0.22 (同) を下 3.00 (同) と比べ と比べ非常に高い る自主的な安全衛 数を占め、安全衛 行うことが求めら 用し企業・業界団 行うとともに、企 を目的とする。 援 指導を实 (年間) 施 アップのための指 に対する安全パト 準の向上 等による個別指導 アップのための指 という。)による労 衛生活動の技術支 団体当たり 10 事</p>	<p>支部は、当該事業に係る本部実施事項について、以下の事項を本部と連携の上実施するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 安全管理士等を活用した業界全体の技術指導に係る協力 イ 安全管理士等を活用した事業場の安全パトロール、集団指導等 ・事業場に対する集団指導、個別指導について連携して実施する。

1 安全衛生管理活動事業（補助事業）	
事業名	本部実施事項
	エ 個別指導（250回以上） オ 労働災害発生事業場への再発防止対策のための ールの実施（250回以上） カ リスクアセスメント定着のためのフォローアッ （50回以上）

支部実施事項	
現場安全パト プ	

1 安全衛生管理活動事業（補助事業）	
事業名	本部実施事項
（3）林材業における労働災害再発防止対策事業	<p>13次防災計画の目標である死亡労働災害について2022年までに15%以上減少を、休業4日以上死傷災以上減少を目標とする。</p> <p>このため、平成26年度から労働災害再発防止対策と「林材業死亡労働災害多発警報」の発令に当たり、当該支部との連携した取組み、また、安全管理士及びによる、重篤な労働災害が発生した小規模事業場に対集中指導により、一層実効性のある労働災害防止対策目的とする。</p> <p>ア 林材業死亡労働災害多発警報発令要綱に基づく実施 （ア）緊急集団指導の実施 （イ）労働災害発生事業場への再発防止対策のためール等による個別指導 （ウ）リスクアセスメントの定着に向けたフォロー導・助言 （エ）林材業死亡労働災害の分析結果を踏まえた実「今日の作業ポイントカード」、「事業場自主スト」の活用等 （オ）その他、林材業死亡労働災害多発警報発令要害再発防止対策の実施</p> <p>イ 重篤な労働災害が発生した小規模事業場に対す （ア）個別指導（災発防止対策の検討） （イ）集団指導の実施（災防意識の向上） （ウ）現場安全パトロール（安全水準の向上） （エ）林業・木材製造業事業場に対する教育教材の （オ）リスクアセスメント定着に向けたフォローア言・指導</p> <p>【業務目標】</p> <p>ア 重篤な労働災害が発生した小規模事業場への集 （12事業</p> <p>イ 集団指導（24回以上）</p> <p>ウ 労働災害発生事業場への再発防止対策のため ル等による個別指導の実施（24回以上）</p> <p>エ リスクアセスメント定着のためのフォローアッ （12</p>

	支部実施事項
<p>2017年と比較して害については5%として実施してきた全管理士等による専門調査員の活用する年間を通したを実施することを</p> <p>労働災害防止対策</p> <p>の現場安全パトロール</p> <p>アップのための指</p> <p>効性のある取組点検表チェックリ</p> <p>綱に基づく労働災</p> <p>る集中個別指導</p> <p>提供</p> <p>ップのための助</p> <p>中指</p> <p>場以上)</p> <p>現場安全パトロー</p> <p>プ</p> <p>回以上)</p>	<p>林材業死亡労働災害多発警報発令要綱に基づく労働災害再発防止対策について、関係行政機関及び本部と連携して実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全管理士等と連携して事業場に対する安全パトロール、緊急集団指導及び個別指導を実施する。

1 安全衛生管理活動事業（補助事業）	
事業名	本部実施事項
（４）実践的リスクアセスメント導入のための安全衛生教育訓練事業	<p>林材業における労働災害の発生状況は、度数率、死亡率において、他の産業に比べ依然として高い状況が続く。このため、平成 27 年度から林業向けの実践的リスク法に関する集団指導会を開始し、また、平成 28 年度向けの実践的リスクアセスメント手法に関する集団指導会を実施した。</p> <p>各事業場において、この実践的リスクアセスメントの定着を図るため、引き続き、事業主、安全管理担当者に集団指導会を実施する。</p> <p>平成 28 年度の木材製造業における実践的リスクアセスメントに係る集団指導会は、製造ラインを止めることができない参加者数が少ない状況にあった。</p> <p>平成 29 年度では、受講者数を 50 人から 10 人程度、から 3 時間、実施箇所を事業場の会議室等まで出向く会を導入したが、講習時間を 3 時間としていたため、場合、帰宅が遅くなる等の理由で受講者数が少なかつた。</p> <p>そこで 30 年度は小規模の木材製造業の作業員には受性を高めるために必要な「リスクの洗い出し」の演習も可能とする出前（集団）指導会を実施することとした。</p> <p>具体的には、リスクの感受性を高めるための 1 時間安全管理担当者及び作業員が受講し、その後、引き続き安全管理担当者（希望する作業員を含む。）がリスクアセスメントの学習のために 1 時間の講習を受講するものである。</p> <p>なお、安全管理士等は、支部が行う集団指導会等に助を行う。</p> <p>ア 集団指導会の開催</p> <p>47 都道府県支部において、集団指導会を開催する。</p> <p>（ア）集団指導会受講対象者</p> <p>林材業事業場の事業主、安全管理担当者及び作業員</p> <p>（イ）集団指導会のカリキュラム等</p> <p>カリキュラムは、1 日間（4 時間程度）とすることを軸に実施する。</p> <p> a 演習を主体とした実践的簡易リスクアセスメント</p> <p> b 防災規程の周知</p> <p>イ 出前（集団）指導会の開催</p> <p>47 都道府県支部において、出前（集団）指導会を開催する。</p> <p>（ア）出前（集団）指導会受講対象者</p> <p>木材製造業事業場の事業主、安全管理担当者及び作業員</p> <p>（イ）出前（集団）指導会のカリキュラム等</p>

	支部実施事項
<p>傷年千人率、強度 いている。 クアセメント手 からは木材製造業 指導会を開始し</p> <p>手法の導入促進・ 及び労働者を対象</p> <p>セメント導入に いた理由から、</p> <p>講習時間を4時間 出前（集団）指導 就労後に実施する た。</p> <p>リスクに対する感 習のみを受講する とした。</p> <p>の講習を事業主、 き事業主及び安全 スメントの手法を</p> <p>ついて、指導・援</p> <p>る。</p> <p>労働者</p> <p>して、以下の内容</p> <p>メント手法の定</p> <p>を開催する。</p> <p>及び労働者</p>	<p>集団指導会及び出前（集団）指導会について、47 都道府県支部において、会 員等に対し勸奨を行い、林業と木材製造業の各々について開催する。</p> <p>ア 出席者数について 集団指導会は1回 20 名以上を目標とし、出前（集団）指導会を実施す る場合は1回 10 名以上とする。</p> <p>イ 受講対象者について a 集団指導会 林業及び木材製造業の事業主、安全管理担当者及び労働者 b 出前（集団）指導会 木材製造業の事業主、安全管理担当者及び労働者</p> <p>ウ 実施方法 集団指導会実施要領に基づき実施する。</p>

1 安全衛生管理活動事業（補助事業）	
事業名	本部実施事項
	<p>カリキュラムは、事業主・安全管理担当者1とし、労働者(1時間程度、ただし、希望者は下の内容を軸に実施する。</p> <p>a 事業主及び安全管理担当者はリスク感受 リスクアセスメント手法の定着</p> <p>b 労働者はリスクアセスメントのリスク感受</p> <p>【業務目標】</p> <p>ア 木材製造業の実践的リスクアセスメントを導 指導会の実施 (受講者数 500名以上)</p> <p>イ 木材製造業の実践的リスクアセスメントを導 (集団)指導会の実施 (出前回数1支部4箇所 1,000名以上)</p> <p>ウ 林業の実践的リスクアセスメントを導入する の実施 (受講者数 1,000名以上)</p>

	支部実施事項
日間（2時間程度） 2時間)として、以 性を高める演習と 性を高める演習 入するための集団 入するための出前 以上、受講者数 ための集団指導会	

2 労働災害防止特別活動推進事業（補助事業）	
事業名	本部実施事項
（１）振動障害予防のための特殊健診等の定着促進事業	<p>ア 林業チェーンソー取扱労働者健診促進事業 チェーンソー取扱事業場及び労働者を個々に把握した場合には受診勧奨を行う。</p> <p>（ア）チェーンソー取扱労働者登録台帳の作成、管理 （イ）チェーンソー取扱労働者の特殊健診実施状況の （ウ）（ア）及び（イ）の調査結果に基づき、特殊健診把握した場合におけるチェーンソー取扱事業場 診勧奨・指導</p> <p>イ 林業巡回特殊健康診断事業 支部と連携の上、チェーンソーを取り扱う労働者業巡回特殊健康診断実施に対する指導及び健診受を行う。</p> <p>ウ 労働基準行政機関との連携による周知・勧奨 労働基準行政機関と連携を図り、林業巡回特殊健知を行い、受診勧奨等を進めるよう支部を指導す</p> <p>【業務目標】</p> <p>ア 林業チェーンソー取扱労働者健診促進事業 （ア）チェーンソー取扱労働者登録台帳の作成、管理 （イ）チェーンソー取扱労働者の特殊健診実施状況の （ウ）事業者に対する特殊健診実施の勧奨・指導 （約 （エ）チェーンソー取扱労働者に対する特殊健診受</p> <p>イ 林業巡回特殊健康診断事業 （ア）健診助成対象者数 19,000 人 （イ）1年間特殊健診未実施者のいる事業場の未受及び3年間特殊健診未受診労働者の未受診率がする。</p>

	支部実施事項
<p>握し、特殊健診未 把握 未受診労働者 及び労働者への受 を対象として、林 診者への一部助成 康診断について周 る。 把握 3,300事業場) 診の勧奨・指導 診率が50%以内 10%以内を目標と</p>	<p>ア 林業チェーンソー取扱労働者の振動障害特殊健診に関し、チェーンソー取扱事業場及びその労働者を個々に把握するとともに、各支部職員、支部長が任命する振動工具取扱労働者特殊健康診断受診勧奨指導員及び林業チェーンソー取扱労働者調査員により、未受診労働者を雇用する事業場及び未受診労働者に対し、電話照会、文書照会及び訪問調査等で受診指導、勧奨及び相談業務を行い、受診率の向上を図る。</p> <p>イ 特殊健診について、実施計画を作成し本部に報告するとともに、公共広報等を活用するなどあらゆる広報手段を用いて会員事業場をはじめとするチェーンソー取扱事業場にあまねく周知し、特殊健診を実施する。 また、健診結果に基づく適正な健康管理並びに振動障害の防止について、事業主及び労働者に所要の指導を行うとともに、併せて労働災害補償保険制度の周知を図る。</p> <p>ウ 都道府県労働局及び労働基準監督署と協力して巡回特殊健診の周知及び未受診事業場への受診勧奨を進める。</p> <p>【業務目標】 特殊健診実施期間 平成30年10月～12月</p>

3 安全衛生教育支援事業（自主事業）	
事業名	本部実施事項
(1) 安全衛生教育等の実施と資格取得の促進	<p>労働安全衛生法に基づく、技能講習、特別教育等の安全な情報を提供するとともに、これら講習、教育等の開催ページに掲載し、受講者の利便性の向上と受講機会の拡大、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関する（平成27年12月7日付け基発第1207第4号）」（以下という。）において示された伐木等の業務従事者安全衛生教育）を当該対象者に対し、5年ごとに実施する。</p> <p>（注）能力向上教育とは、「安全衛生教育に関する指針日付け安全衛生教育指針公示第1号」の別表14で一を用いて行う伐木等の業務従事者安全衛生教育</p> <p>【業務目標】</p> <p>ア 林材業における労働安全衛生教育の高度な専門労働安全衛生法に基づいた技能講習、特別教育等の格取得の周知啓発等に努める。</p> <p>イ 伐木等の業務従事者安全衛生教育（能力向上教育）で実施する技能講習、特別教育等の適正な実面的な内部監査・指導を行う。</p>
(2) 図書・安全衛生用具等の普及	<p>ア 図書教材等の作成頒布</p> <p>（ア）新刊の発行</p> <p> a「新刊 安全な車両系木材伐出機械の運転操作」</p> <p> b「改訂版 かかり木処理作業の安全」</p> <p> c「改訂版 林業現場責任者の基礎知識」</p> <p>（イ）現行テキストの増刷</p> <p>（ウ）DVD教材の作成頒布</p> <p>イ 安全衛生用具等の普及促進</p>
(3) 月刊情報誌「林材安全」の編集・発行	<p>ア 労働災害防止意識の高揚を図るため、継続して発行</p> <p>イ 林材業に係る関係機関等に積極的な新規購読の</p> <p>【業務目標】</p> <p>ア 月刊発行部数 2,500部</p> <p>イ 有料購読部数 2,000部</p>
(4) 労働安全・労働衛生標語の募集	<p>2019年度の労働安全標語及び労働衛生標語について、「安全」、協会ホームページ等に掲載し、広く公募すると業労働災害防止大会の場でも募集する。</p> <p>【業務目標】</p> <p>標語応募総数 300点</p>

支部実施事項	
<p>全衛生教育の必要日程を協会ホームページをを図る。</p> <p>るガイドライン「ガイドライン」生教育（能力向上</p> <p>（平成元年5月22定めるチェーンソをいう。</p> <p>講習機関として、安全衛生教育の資</p> <p>育）の充実</p> <p>施を図るため、計</p>	<p>ア 林材業における労働安全衛生教育の専門機関として、労働安全衛生意識の向上と、法令等に基づく資格取得の周知啓発に努める。</p> <p>さらに、各種安全衛生教育を計画的に実施するとともに、講習会等への積極的な受講勧奨を行う。</p> <p>(ア) 技能講習</p> <p>(イ) 安全衛生特別教育</p> <p>(ウ) ガイドラインで示された安全衛生教育に関する指針に基づく能力向上教育の徹底</p> <p>(エ) 林業架線作業主任者免許取得講習</p> <p>(オ) 労働基準局長通達に基づく教育</p> <p>イ 法令等に基づく技能講習、特別教育等の実施に当たっては、法令遵守、適正手続きの徹底を図り、内部監査体制の整備充実に努める。</p> <p>ウ 林材業の労働災害防止に資する地方公共団体等実施の労働安全衛生対策事業等への実施協力</p> <p>地方公共団体等が実施する林材業の労働安全衛生対策及び普及啓発等に係る事業について、地域の実情に応じ実施協力を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林業就業対策等関係教育、振動障害予防対策等関係教育、蜂死傷災害対策等関係教育など
<p>（仮称）」</p>	<p>ア 図書教材等について、カタログ等を活用し、会員はじめ林材業に携わる事業主等に積極的な販売の斡旋を行う。</p> <p>イ 各種講習会、研修会等の開催にあたり、安全衛生用品、保護具等着用の重要性を講義するとともに、展示などにより販売の斡旋を行う。</p>
<p>作・発刊する。勧奨を行う。</p>	<p>ア 支部の安全衛生活動等の情報・資料の提供を行うとともに、各種講習会、現場指導等の機会を捉え、新規購読の勧奨に努め、購読者の拡大を図る。</p> <p>イ 関係行政機関、団体等に積極的に働きかけ、購読者の拡大を図る。</p>
<p>月刊情報誌「林材」とともに、全国林材</p>	<p>標語公募について、会員はもとより広く社会一般への周知啓発に努める。</p>

3 安全衛生教育支援事業（自主事業）	
事業名	本部実施事項
(5) 安全衛生教育テキスト等作成委員会	<p>労働災害防止に係る最新の知見を踏まえたテキスト止を図る。</p> <p>以下のテキスト等について検討を行う。</p> <p>ア「新刊 安全な車両系木材伐出機械の運転操作（仮 イ「改訂版 かかり木処理作業の安全」 ウ「改訂版 林業現場責任者の基礎知識」</p>
(6) 安全衛生教育等に係る講師養成研修の開催	<p>林材業における労働安全衛生教育の高度専門講習機 定以上の教育レベルを維持するための講師養成を行う。</p> <p>【業務目標】</p> <p>ア 開催月日 平成 30 年 7 月 12 日（木）～13 日（金） イ 募集人員 60 名程度（開催場所：東京都港区）</p>

<p>を作成し、未然防 称)」</p>	<p style="text-align: center;">支部実施事項</p> <p>労働安全衛生教育テキストに関連する情報や外部からの指導等があった場合には、速やかに本部に報告する。</p>
<p>関として、その一</p>	<p>支部講師の積極的な参加について勧奨する。</p>

4 安全衛生対策支援事業（自主事業）	
事業名	本部実施事項
（１）「林材業労働災害防止計画（５カ年計画）」の目標達成に向けた取組の実施	<p>林材業で働く人々の安全と健康の確保を目指し、協方向と対策を示す13次災防計画を策定し、死亡労働災を目指す。</p> <p>【数値目標】 2022年までに ア 死亡災害を、2017年と比較して15%以上減少 イ 休業4日以上死傷災害を、2017年と比較してせること。</p> <p>【業務目標】 安全管理士等による林業・木材製造業の事業場に止に関する技術的な指導・援助事業と支部が連携し、い、一層の労働災害防止効果を上げるために、次の ア 13次災防計画に定めた取り組むべき重点対策の ・「今日の作業ポイントカード」の活用等 イ 「林材業死亡労働災害多発警報発令要綱」に基防止対策の徹底 ウ 重篤な労働災害が発生した特定事業場に対する</p>
（２）伐木作業員に対する能力向上教育の充実強化事業（新規）	<p>林業において、平成25～28年の間に発生した伐木作は99件発生しており、林業全体の死亡災害の7割程度木作業の中には、偏心木の伐倒やかかり木処理のようにとする伐倒作業が存在することから、死亡災害を減少さらの伐木作業に従事する者に対する講習が求められて そこで、こうした高度な技能が必要な伐木作業従事者の講習制度の構築を喫緊の課題として以下の調査研究</p> <p>ア 伐木作業員に対する能力向上教育の充実のため高度な技能が必要な伐木作業従事者に対する能（①必要な学科及び実技の講習科目、②講習時間、修了試験等の評価制度、④講師及び評価（採点）者格）等について検討する。</p> <p>【業務目標】 ア 外部有識者による「伐木作業員に対する能力向上委員会」（4回）開催 イ カリキュラムの策定</p>

	支部実施事項
<p>会が取り組むべき 害の目標値の達成</p> <p>させること。 5%以上減少さ</p> <p>対する労働災害防 有機的な取組を行 取組を実施する。 実施</p> <p>づく効果的な再発</p> <p>集中指導</p>	<p>ア 13次防災計画で掲げた目標達成に向けて、会員事業場に対し、業務目 標に掲げた取組対策等の徹底を図る。</p> <p>イ 支部長が率先して会員事業場と連携した現場安全パトロール等を積極 的に実施し、13次防災計画の目標の達成を図る。</p>
<p>業による死亡災害 を占めており、伐 高度な技能を必要 せるために、それ いる。 の技能習得のため を行う。</p> <p>の調査研究(新規) 力向上教育の内容 ③学科及び実技の に必要な経験・資</p> <p>教育に関する検討</p>	

4 安全衛生対策支援事業（自主事業）

事業名	本部実施事項
<p>(3) 「林業・木材製造業労働災害防止規程」の遵守指導</p>	<p>林業・木材製造業労働災害防止規程は、林業と木材製れぞれ見直しを行った。林業については、木材伐出機械衛生規則の改正、振動障害予防対策の改正、チェーンソ業の安全に関するガイドラインを内包する変更を、木材は、業種の多様化と機械設備の技術革新の進展への対応し、厚生労働大臣の認可を得て、平成 29 年 10 月 26 日か用され、会員に遵守・徹底されるよう事業場へ配付した</p> <p>平成 30 年度は、新災防規程の遵守について、あらゆるを行う。</p> <p>【業務目標】</p> <p>会員に対し、集団指導会、個別指導、安全パトロー防規程の周知徹底を図る。</p> <p>本部は、講習会用の資料を作成し、支部に配付する。</p> <p>支部は 1 回以上、災防規程の講習会又は研修会を開受講者目標 2,000 名以上</p>
<p>(4) 「林材業労働災害防止月間」の設定と全国安全週間等への取組</p>	<p>労働災害防止の重要性について認識を深め、安全衛生意ともに、事業者、事業主団体等の自主的な安全衛生活動のため、7 月を「林材業労働災害防止月間」に設定し、労働点的に実施してきたところである。</p> <p>平成 30 年度においては、より実効性のあるものとする等が支部及び関係行政機関と連携し、林業・木材製造業の「労働災害防止に関する巡回啓発活動」を本部、支部一丸こととする。</p> <p>なお、本月間取組の他、全国安全週間（7 月 1 日～7 日）</p>

支部実施事項	
<p>造業について、そ等に係る労働安全一による伐木等作製造業についてなどにより変更ら新災防規程が適ところである。機会を通じて指導</p> <p>ル等を通じて新災</p> <p>催すること。</p>	<p>支部は、会員に対し災防規程を遵守するように、集団指導会、個別指導、安全パトロール等、あらゆる機会を通じて指導する。</p>
<p>識の高揚を図ると一層の促進を図る災害防止活動を重</p> <p>ため、安全管理士事業場に対してとなつて取り組む</p> <p>及び全国労働衛生</p>	<p>「林材業労働災害防止月間」等では、次の事項を中心として、計画的に支部の実情に即して展開を図る。</p> <p>ア 地方駐在安全管理士と支部が緊密な連携の下、実効性のある「林材業労働災害防止月間」の取組として「労働災害防止に関する巡回啓発活動」を実施する。</p> <p>イ 支部長は、本月間中に率先して会員事業場と連携した現場安全パトロール等を積極的に実施する。</p> <p>ウ 会員に対しては、災防規程の遵守、「今日の作業ポイントカード」・「事</p>

4 安全衛生対策支援事業（自主事業）

事業名	本部実施事項
	<p>週間（10月1日～7日）の協賛者として、中央労働災害防 年末年始無災害運動（12月15日～1月15日）と合わせて、 の高揚と労働災害の防止を図るため、計画的な取組を実施</p> <p>【業務目標】</p> <p>ア 「林材業労働災害防止月間」の設定及び災害防止 事項の決定とその取組の徹底を図る。</p> <p>具体的には、</p> <p>(ア) 災防規程の講習会の実施</p> <p>(イ) 林材業死亡労働災害の分析結果を踏まえた実効 「今日の作業ポイントカード」、「事業場自主点 チェックリスト」の活用等</p> <p>(ウ) 策定した取組事項について、地方駐在安全管理 部長と緊密に連携し、会員事業場等に対しその周 特に、リスクアセスメントの定着のため、「安 林業・木材製造業の事業場に対する労働災害防止 指導・援助事業」において取り組むこととしてい ントフォローアップについて、本月間中に支部と に取り組む。</p> <p>(エ) 以上の取組の他、次の事項についても併せて取 る。</p> <p>a 林材業 STOP！熱中症 クールワークキャン</p> <p>b 全国安全週間の周知とその取組</p> <p>c 全国労働衛生週間の周知とその取組</p> <p>d 平成30年度林材業年末年始無災害運動の周知</p>
(5) 労働災害情報の収集分析と提供	<p>労働災害の発生状況を毎月速報とするとともに、毎年の 向を分析評価し、その結果をとりまとめ、広く情報提供を</p> <p>【業務目標】</p> <p>ア 労働災害発生状況速報（厚生労働省・毎月）</p> <p>イ 死亡災害事例速報（随時）</p> <p>ウ 林材業労災防止協会年報（毎年）</p> <p>エ 協会ホームページへの掲載</p> <p>オ 月刊情報誌「林材安全」への労働災害事例の掲載（随</p>
(6) ホームページの運営	<p>会員をはじめ社会一般に対して林材業の労働災害防止 当協会の事業活動の周知を図るため、労働災害防止対策、 害速報、協会の概要、役割、活動状況及び各種講習会 の掲載と内容の充実を図る。</p>

	支部実施事項
<p>止協会が提唱する労働安全衛生意識することとする。</p> <p>月間期間中の取組</p> <p>性のある取組 検表チ</p> <p>士がブロック内支 知徹底を図る。 全管理士等による に関する技術的な るリスクアセスメ 連携の上、集中的</p> <p>り組むこととす</p> <p>ページ</p> <p>徹底</p>	<p>業場自主点検表チェックリスト」の活用、労働安全及び労働衛生ポスターの掲示、現場安全パトロール実施、安全唱和等取組事項の実施を指導するとともに、現場、作業場を含めた作業方法、機械設備等に係る安全総点検の実施を促す。</p>
<p>労働災害の発生动 行う。</p> <p>時)</p>	<p>ア 関係行政機関との連携を図りつつ、労働災害情報を本部へ迅速に報告する。</p> <p>イ 本部からの「労働災害発生状況速報」及び「死亡災害事例速報」を会員、林材業に携わる事業者等に情報提供する。</p>
<p>に係る情報提供と 関係法令通達、災 実施日程の速やか</p>	<p>ア 会員をはじめ、林材業に携わる事業者、関係団体等にホームページの活用を促し、労働災害情報、行政通達等の協会の行う事業活動の周知を図る。</p> <p>イ 講習会、研修会参加者の利便性の向上と利用拡大を図るため、各種講習会の実施日程等の情報提供を行う。</p>

4 安全衛生対策支援事業（自主事業）	
事業名	本部実施事項
	<p>【業務目標】</p> <p>アクセス件数 200 件/日</p>
（7）全国林材業労働災害防止大会の開催	<p>第 55 回全国林材業労働災害防止大会を福島県にて開</p> <p>【業務目標】</p> <p>ア 開催月日 平成 30 年 10 月 24 日（水）</p> <p>イ 開催場所 郡山市民文化センター（郡山市）</p> <p>ウ 参加者目標 1,000 名</p>
（8）労働安全衛生に係る表彰事業等への候補者の推薦	<p>ア 「林業・木材製造業労働災害防止協会表彰規程」労働災害防止の推進に貢献した事業場、団体、個人材業労働災害防止大会の場で会長表彰等の表彰を行い</p> <p>イ 中央労働災害防止協会が表彰する「緑十字賞」、厚生する「安全衛生に係る厚生労働大臣表彰」及び厚生する「安全優良職長顕彰」候補者を選考し、推薦する。</p>

支部実施事項	
催する。	会員に対して、全国林材業労働災害防止大会への参加勧奨に努める。
に基づき林材業の について、全国林 う。 生労働大臣が表彰 労働大臣が顕彰す	<p>ア 全国林材業労働災害防止大会で表彰する会長表彰の功労者等候補者の推薦を行う。</p> <p>イ 「緑十字賞」、「厚生労働大臣表彰」及び「厚生労働大臣安全優良職長顕彰」の候補者の推薦を行う。</p>

5 組織体制、事業運営の整備強化（自主事業）	
事業名	本部実施事項
(1) 協会の業務運営に係る業務改善への継続した取組	<p>協会は、協会設立目的の達成等のため、「特別の法律に間法人の運営に関する指導監督基準」（平成 14 年 4 月 26 づく健全で適正な管理運営及び事務・事業を進めるとと議会安全衛生分科会労働災害防止団体改革専門委員会報 11 月 21 日）、「林材業労災防止協会の在り方に関する検（平成 24 年 1 月 23 日）及び「同作業部会報告書」（平成を踏まえ、業務運営の改善に向け継続して取り組む。</p> <p>平成 30 年度は、改正会計規程（平成 29 年 4 月 1 日施部、支部の適正な運用を進めるため、引き続き支部に対実施する。</p>
(2) 理事会・総代会等の開催	<p>事業計画、事業予算等の協会運営の審議検討及び執行会及び総代会を開催する。</p> <p>【業務目標】 ア 理事会（定期的開催） イ 第 57 回通常総代会（平成 30 年 6 月 7 日（木）開</p>
(3) 支部長会議等の開催	<p>ア 全国支部長会議を開催し、平成 30 年度の協会事業計画等を説明し、本部、支部との共通認識の形成を</p> <p>イ 全国支部事務局長会議を開催し、平成 30 年度事業共通認識の形成と円滑な実施を図る。</p> <p>ウ 新任支部事務局長会議を開催し、協会の概要、役関係法令等を説明し、支部運営の円滑な実施を図る。</p> <p>【業務目標】 ア 全国支部長会議（平成 31 年 3 月開催） イ 全国支部事務局長会議（平成 30 年 6 月 20 日（水） ウ 新任支部事務局長会議（平成 30 年 6 月 20 日（水）</p>

支部実施事項	
<p>より設立される民 日閣議決定)に基 もに、「労働政策審 告書」(平成 23 年 討委員会報告書」 26 年 12 月 3 日)</p> <p>行)に基づき、本 して適確な指導を</p>	<p>本部と連携して、支部業務全般について業務改善の取組みを進める。 特に、改正会計規程の施行に伴い、支部会計業務の適正な運用を進める。</p>
<p>決定のための理事</p> <p>催)</p>	
<p>運営の方針と事業 図る。</p> <p>計画等を説明し、</p> <p>割、活動状況及び</p> <p>開催)</p> <p>開催)</p>	

5 組織体制、事業運営の整備強化（自主事業）	
事業名	本部実施事項
(4) 外部評価のための総合評価委員会の開催	<p>外部有識者からなる総合評価委員会により、平成 29 年の評価を実施し、社会的ニーズへの的確な対応と効率的業・事務の運営について評価を受けるとともに、当該評見等を踏まえ、事業の見直し及び改善を的確に行う。</p> <p>【業務目標】 年 2 回開催</p>
(5) 情報セキュリティ対策の推進	<p>協会が保有する個人情報等の重要情報漏えい等のリスクの安全性等を確保するため、「情報セキュリティポリシーに関する規程」及び関連規程等に基づくセキュリティに実施する。</p> <p>また、情報セキュリティに関する情報等を職員に随時を図るとともに、教育・研修等により継続的な啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国支部長会議開催時（平成 31 年 3 月）における研 ・全国支部事務局長会議開催時（平成 30 年 6 月）にお

支部実施事項	
<p>度実施事業に対す かつ効果的な事 価結果及び改善意</p>	
<p>クに対応し情報 一」、「情報セキュ ティ対策を適切</p> <p>提供し、注意喚起 を進める。</p> <p>修等 ける研修等</p>	<p>「情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティに関する規程」等に 基づき、重要情報等の適切な管理を実施する。</p>